

經東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣誓 供述書

供述者 上杉 源之

爲 自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ
シタル上次ノ如ク供述致シマス

上杉源之丞 供述書

一 私は元陸軍少佐で現在の住所は福岡市馬屋谷六八番地です。

一九四五年三月一日より終戦迄第七方面軍兵站交通参謀で終戦後一九四六年七月迄「シンガポール」日本軍渉外部長として英軍との連絡に任じました

第七方面軍司令官は一九四五年四月二十二日より終戦迄板垣征四郎大將でありました。

ニ 私には検察側證據番號一五一四A號を見ました。一九四五年（昭和二十年）六月頃第七方面軍管理下にある「ウトラム」路刑務所へ方面軍司令部に連絡なしに在「シンガポール」日本第三航空軍が連合軍航空兵停泊を同刑務所へ預け其の後同第三航空軍青月將校が獨断で引出し處刑したと云ふことを私は終戦後「シンガポール」渉外部長の時に聞きました。

右連合軍航空兵は「スマトラ」「パレンバン」を空襲したもので「パレンバン」の日本第九飛行師團が捕獲して右第三航空軍に送つたものであります。

右連合軍航空兵を獨断處刑した日本第三航空軍参謀部青年將校は終戦後自決し當時の高級参謀であつた佐藤大佐も青年將校指導の責任を感じ

じ自決致しました。

三 第三航空軍は南方總軍の直轄で板垣大將が司令官である第七方面軍とは對等の地位にあり従て第七方面軍は第三航空軍に對しては地上戰團が起つた場合、地上戰團を指揮する以外には何等指揮權はありませんでした。

四 板垣大將が第七方面軍司令官在職中は前記航空兵問題以外に俘虜其他がウトラム路刑務所に於て非合法的に處刑された事は全然ありません。

三 私には檢察側證據番號一六一四號Aを見ました。「アングマン」島「ボトフレアー」に於て一九四五年八月頃海軍軍人より同島住民が他の小島に移住を強行せられ多数死亡した事件を終戦後「シンガポール」渉外部長の時其の裁判に關與した辯護士から報告を受け承知しました。右は「アングマン」島の海軍地區に起きました事件で日本海軍第十二根據地隊司令官原海軍中將以下八名の海軍軍人が其の責任者として罪を問はれ「シンガポール」に於て處刑されました

「アングマン」島は海軍軍政施行地域で軍政に關しては陸軍は全然關與することが出来ませんでした。板垣大將が海軍部隊に對し有して居た權限は地上戰團が起つた場合この地上戰團に關し海軍部隊を併せ指揮することだけでありました。

Doc. No. #2512

EXh, No.

昭和二十二年（一九四七年）九月四日 於東京

供述者 上杉源之

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコト
ヲ證明シマス

同日 於 東京

立會人 佐々川知治

Doc, Doc, #2512

EXH, NO,

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セス又何事ヲモ附加
セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

署名捺印
上
杉
源
之

+